

第 42 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 22 年 1 月 19 日（火）

14:00 ～ 16:00

場所：三田共用会議所 3F 大会議室

議 事 次 第

① 議題

○最近開催されたコーデックス各部会で検討された議題について

- ・ 第 30 回魚類・水産製品部会
- ・ 第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 15 回生鮮果実・野菜部会
- ・ 第 31 回栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 41 回食品衛生部会

○今後開催されるコーデックス各部会で検討される議題について

- ・ 第 9 回乳・乳製品部会
- ・ 第 18 回食品輸出入検査・認証制度部会
- ・ 第 31 回分析・サンプリング法部会
- ・ 第 42 回食品添加物部会
- ・ 第 26 回一般原則部会
- ・ 第 42 回残留農薬部会
- ・ 第 4 回汚染物質部会
- ・ 第 38 回食品表示部会

○その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

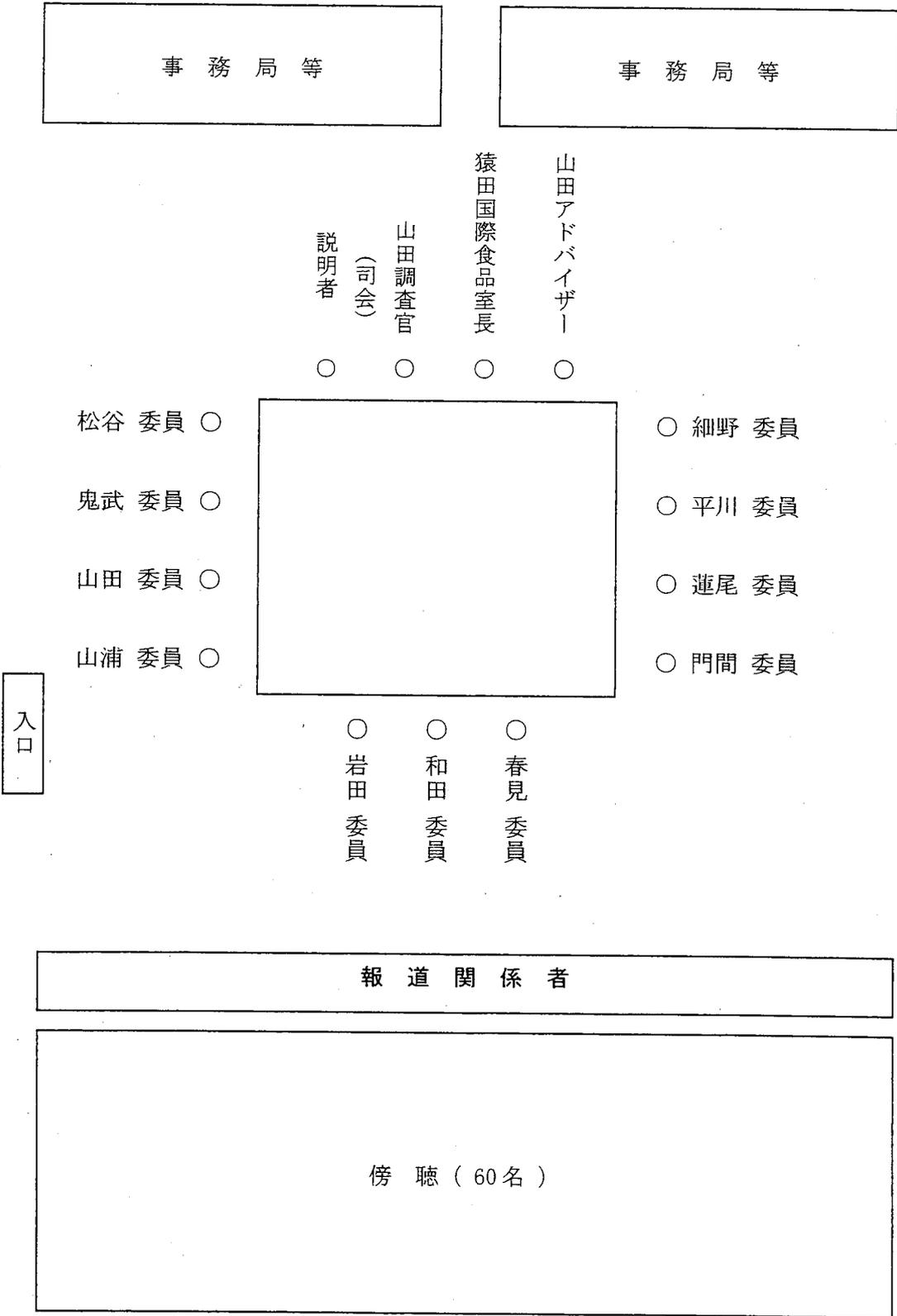
(敬称略 50 音順)

いわた 岩田	しゅうじ 修二	前 サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 常務理事
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに 松谷	みつこ 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 事務局長
やまだ 山田	まさのぶ 雅宣	全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループリーダー
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 42 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 22 年 1 月 19 日 (火) 14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 3F 大会議室



事務局等

事務局等

説明者

(司会)

山田調査官

猿田国際食品室長

山田アドバイザー

-
-
-
-

- 松谷 委員 ○
- 鬼武 委員 ○
- 山田 委員 ○
- 山浦 委員 ○

- 細野 委員
- 平川 委員
- 蓮尾 委員
- 門間 委員

入口

- 岩田 委員
- 和田 委員
- 春見 委員

報道関係者

傍聴 (60名)

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 30 回魚類・水産製品部会

日時 : 2009年9月28日(月)～10月2日(金)

場所 : アガディール(モロッコ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3. a)	魚類及び水産製品に関する実施規範案(ロブスター及び関連定義)(ステップ6)
b)	魚類及び水産製品に関する実施規範案(カニ及び関連定義)(ステップ6)
4.	チョウザメキャビアの規格案(ステップ6)
5.	バイオトキシン同定法リスト案(活及び生鮮二枚貝規格)(ステップ6)
6.	魚類及び水産製品に関する実施規範原案(くん製魚を含むその他のセクション)(ステップ3)
7.	くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案(ステップ3)
8.	ホタテ貝の加工に関する実施規範原案(ステップ3)
9.	急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案(ステップ3)
10.	魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改訂原案(ステップ3)
11.	生鮮/活及び冷凍あわび(<i>Haliotis</i> 属)の規格原案(ステップ4)
12.	フィッシュソース規格原案(ステップ4)
13.	急速冷凍フィッシュスティック規格の修正原案(窒素係数)(ステップ3)
14.	魚類及び水産製品に関する規格の食品添加物条項

15.	その他の事項及び今後の作業
16.	次回会合の日程及び開催地
17.	報告書の採択

第30回魚類及び水産加工品部会（CCFFP）概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2009年9月28日（月）～10月2日（金）

場所：アガディール(モロッコ)

2. 参加国及び国際機関

78加盟国、1加盟機関（EC）、1国際機関（参加者総数218人）

3. 我が国からの出席者

国立保健医療科学院 研修企画部 第二室長	豊福 肇
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課調査官	山田 英也
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課補佐	小林 秀誉

テクニカルアドバイザー

（独）水産総合研究センター中央水産研究所

利用加工部機能評価研究室 鈴木 敏之

4. 概要

議題3b). 魚類及び水産製品に関する実施規範案（カニ及び関連定義）（ステップ6）

当該規範案は、前回会合において時間の制約上議論の出来なかったセッションがあったため、ステップ6に差し戻し各国のコメントを求めているものである。本部会に先立って行われたワーキンググループで検討がなされ、その結果を基に議論が進められた。

前回会合で、潜在的なハザードとしてカニに蓄積するトキシンが食中毒の原因として重要であるため、麻痺性貝毒（PSP：Paralytic Shellfish Poison）と記憶喪失性貝毒（ASP：Amnesic Shellfish Poison）が追加されたが、さらにヨーロッパイチョウガニが含有する下痢性貝毒（DSP：Diarrhetic Shellfish Poison）による食中毒事例等を踏まえ、ある種のカニにはDSP, PSP, ASP, AZA, パリトキシン、テトロドトキシンが存在する旨の記述を加えることが合意された。

さらにいくつかの修正ののち、Step 8で総会に図ることが合意された。

議題4. チョウザメキャビアの規格（ステップ6）

前回の会合において、本規格は、チョウザメ科のみを対象とすること、塩分濃度は3～5%とすることが合意された。

本部会においては、排卵された魚卵についての記述を明確にするとともに、そうでない魚卵が区別できるよう、表示等において意見が出され、了承された。なお、排卵させるためにホルモンを使う場合は実施規範に従うことが了承された。

食品添加物については、GSFA の Table 3 に掲載されているもののうち pH 調整剤(acidity regulators)、抗酸化剤、保存料を GMP の基、使用可能とすることが合意された。

さらにいくつかの修文がなされた上で、step 8 で総会に図ることが合意された。

議題7. くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案（ステップ3）

第43回執行委員会（1996年6月）において新規作業として承認されて以降、くん製品の対象についての意見が分かれ進展を見ていなかったが、前回会合において、第2章（製品の記述）に Smoking by regenerated smoke という工程を経た食品が加わり、その中で液くん製品も対象として加えることで合意されている。本部会に先立つワーキンググループにおいて検討がなされ、その結果に基づいて議論された。

規格中、原案では PAH に基準を作成する旨記述されていたが、CCCF の実施規範ができたことから、「魚の燻製製造は PAH 生成が最小になるように行われるべきである。これは CCCF が策定した実施規範に従うことで達成可能である」と記述し、基準値等の議論は行われなかった。また、サンプリングのセクションで、微生物及び寄生虫のサンプリング及び分析法に関し、日本が提案したとおりに引用文献が変更された。

その他、特に用語の定義等で議論があったが、文書の一部が保留状態のまま Step 5 で総会に図られるとともに、関係する部会(CCFH)に確認を求めることとなった。

(参考)

魚類・水産製品部会 (CCFFP) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	次のアクション
魚類及び水産製品に関する実施規範案 (ロブスター及び関連用語の定義)	8	第 33 回総会
魚類及び水産製品に関する実施規範案 (カニ及び関連定義)	-	第 33 回総会
チョウザメキャビアの規格	8	第 33 回総会
くん製魚、風味付けされたくん製魚、乾燥くん製魚の規格原案	5	第 33 回総会
フィッシュソースの規格原案	5	第 33 回総会
ホタテ貝の加工に関する実施規範原案	4	第 31 回 CCFFP
魚類及び水産製品に関する実施規範 (水の要件)	3	第 31 回 CCFFP
急速冷凍ホタテ貝柱の規格原案	3	第 31 回 CCFFP
魚類及び水産製品に関する規格における魚種を追加するための手続き改定案	3	第 31 回 CCFFP
生鮮及び活二枚貝のバイオトキシン分析法リスト案	2/3	電子作業部会 [議長: カナダ] 第 31 回 CCFFP
魚類及び水産製品に関する実施規範原案 (くん製魚を含むその他のセクション)	2/3	物理的作業部会 [議長: オランダ] 第 31 回 CCFFP
生鮮 / 活及び冷凍アワビ (<i>Haliotis</i> 属) の規格原案	2/3	第 31 回 CCFFP
急速冷凍フィッシュスティックの規格の修正 (窒素係数)	2/3	第 31 回 CCFFP
魚類及び水産製品の規格における食品添加物条項	-	電子作業部会 [議長: 米国] 第 31 回 CCFFP

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2009 年 10 月 12 日 (月) ~ 10 月 16 日 (金)

場所 : チェジュ (韓国)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報
4.	食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析に関するガイドライン原案
5.	その他の事項及び今後の作業
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

第 3 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 概要

1. 開催日及び開催場所

日時：2009 年 10 月 12 日 (月) ～10 月 16 日 (金)

場所：チェジュ (韓国)

2. 参加国及び国際機関

43 加盟国、1 加盟機関 (EC)、8 国際機関 (参加者総数 148 人)

3. 我が国からの出席者

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 生産安全専門官	秋元 京子
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 専門職	矢野 貴子
農林水産省動物医薬品検査所検査第二部抗生物質製剤検査室 主任検査官	小澤真名緒
内閣府食品安全委員会事務局評価課 課長補佐	関谷 辰朗
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 係員	星野 博満

4. 概要

議題 4 食品由来の抗菌剤耐性菌にかかるリスク分析に関するガイドライン原案

2009 年 5 月に開催された電子作業部会 (議長国：米国) が「食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針」、「リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針」及び「食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針」を統合したガイドライン原案 (CX/AMR 09/3/4) について検討された。

1. ガイドライン全体

- (1) ガイドラインの構成を原案どおりの時系列とするか、リスク分析の 3 つの要素 (リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション) 別とするかについて、日本は他のガイドラインとの整合性を考慮して要素別の構成に変更することを提案した。

検討の結果、

- ① 本特別部会の開催は 2010 年までと決められており作業を完結するまであと 1 年しかないこと
- ② ガイドラインの使用者にとって時系列のほうがわかりやすいとされた

こと

から、原案の時系列の構成で作成することとされた。

(2) 本ガイドラインが「食品由来の抗菌剤耐性 (AMR、antimicrobial resistance)」に関するものであることを明確にするために、AMR を FAMR (foodborne antimicrobial resistance) に置き換えることとされた。

2. 各項目

(1) 定義

会期内作業部会(議長国:デンマーク)の提案により、手続き規定(Procedural Manual)において記載されている用語の定義については本ガイドラインから削除することとされた。また、日本の提案により、新規に“food producing animal”の定義を作成することとされた。

(2) リスク分析の一般原則

原則 5 が修正され、FAMR は抗菌性物質耐性菌による疾患の治療の結果を考慮すべきである旨が明確にされた。また、EC より動物衛生と動物福祉を一般原則に盛り込むべきとの提案があり検討した結果、新しく原則 8 として「生産段階における FAMR リスク管理オプションの評価には、適切な場合には、食品の安全性に関連する動物衛生も含むべきである。そのような動物衛生の側面を検討するときは、FAMR は関連する OIE 基準を考慮すべき。」が明記された。

(3) AMR リスク分析のフレームワーク

会期内作業部会(議長国:カナダ)の提案により、図 1 をリスクコミュニケーションとサーベイランスを加えた新しい図に差し替え、パラ 10 として新しい図 1 を説明する文章が加えられた。

(4) リスクプロファイルの要素

リスクプロファイルの要素を記載した付属書「FAMR リスクプロファイルに含めるべき要素」を新規に付属書 1 として作成することが合意された。具体的な内容を検討するために物理的作業部会(議長国:カナダ)を次回会合の直前に開催することとされた。

(5) AMR リスク評価

図 2 と図 3 の内容が一部重複することから、会期内作業部会(議長国:カナダ)からの提案により、図 2 を削除し図 3 を「曝露評価」と「ハザードの特徴付け」の流れが分かりやすくなるように用語や構成を修正した。

(6) AMR リスク管理オプション

日本は、本文にはリスク分析の総論を記載し、リスク管理の詳細な内容を示した表 1 (補足的なリスク管理オプションの例示) は付属書に移して使いやすいガイドラインとすることを提案した。一方、EC からは、オプションの例が

本文に記載されているガイドラインもあることから、この表は本文に残すべきとの提案があった。検討の結果、表 1 の主要な例示のみ本文に残すこととされ、原案の記述の整理は会期内作業部会（議長国：米国）で行われた。

会期内作業部会からの提案により、「畜産物」及び「農産物」の項を「規制 (Regulatory)」と「非規制 (Non-regulatory)」の小項目に分けて、管理オプションの例を各国/各地域の管理部署が行うものと企業や生産者等が行うものに区別するなどの修正が採択された。

(7) AMR リスク管理オプションのモニタリング及びレビュー

付属書 3 に記載されていた、リスク管理オプションを見直すために行うモニタリングに関する考慮すべき点を本文に移行し、付属書 3 を削除することとされた。

(8) 抗菌剤の使用、抗菌剤耐性菌及び耐性決定遺伝子のモニタリングとサーベイランス

抗菌剤の使用、抗菌剤耐性菌及び耐性決定遺伝子の調査は、モニタリングとして取り扱わず、サーベイランスとして扱うこととされた。

(9) リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションはリスク分析の全体を通して適切に実施されるものであり、リスク分析の段階毎に行うべき事項を記述することは適切ではないことが合意された。

(参考)

抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク分析に関するガイドライン原案	5	<ul style="list-style-type: none"> • 付属文書 1 に関する物理的作業部会 (議長国：カナダ) • 第 33 回 CAC • 第 4 回 TFAMR

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 15 回生鮮果実・野菜部会

日時 : 2009 年 10 月 19 日 (月) ~ 10 月 23 日 (金)

場所 : メキシコシティ (メキシコ)

議 題

1.	議題の採択
2. a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
b)	生鮮果実・野菜の規格化に関する他の国際機関からの付託事項
c)	国連欧州経済委員会 (UN/ECE) の生鮮果実・野菜規格 i リンゴの UN/ECE 規格 ii アボガドの UN/ECE 規格
3.	コーデックス規格案及び関連文書の検討 (ステップ 7)
(a)	ビターキャッサバの規格案セクション 6-マーク又は表示-
(b)	リンゴの規格案
4.	コーデックス規格原案の検討 (ステップ 4)
(a)	アボガドの規格原案 (改訂)
(b)	チリペッパーの規格原案
(c)	ツリートマトの規格原案
5.	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式
(a)	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案
(b)	生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式で使用する用語集
6.	生鮮果実・野菜の規格化に関する優先リストの改訂案
7.	その他の事項及び今後の作業
8.	次回会合の日程及び開催地
9.	報告書の採択

第 15 回生産果実・野菜部会 (CCFFV) の概要

1. 開催日及び開催場所

日時 : 2009 年 10 月 19 日 (月) ~10 月 23 日 (金)

場所 : メキシコ (メキシコシティ)

2. 参加国及び国際機関

51 加盟国、1 加盟機関 (EC)、2 国際機関 (参加者総数 112 名)

3. 我が国からの出席者

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課国際基準専門官 吉尾綾子

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

主要議題の概要

議題 3b) りんごの規格案

前回の会合後の電子作業部会及び物理的作業部会においてもコンセンサスを得ることができなかった事項について議論された。また、規格内の記述の整合性や分かりやすさを図る観点から修正が加えられ、最終採択のため第33回総会に提出することが合意された。

合意された主な事項は次の通り。

- 最低限の品質要件の1つとして“firm (固いこと)”を規定し、適切な生育度合いを示すための指標として用いるもので、固さは品種により異なるとの説明を脚注に挿入すること。
- 直径50mm又は重量70g未満の小さなりんごについては、全ての品種、等級に関し、最低でも10.5 ブリックス (果実の糖度の単位) の糖度を有することを規定すること。
- 着色の程度について、等級分けの要件とせず、着色の程度ごとに識別コードを設定すること。

議題 4b) チリペッパーの規格原案

定義の項について、他の生鮮果実・野菜に関するコーデックス規格では、個別の商業品種名を例示することは一般的でないことから、以下の修正を行うことが合意された。

① 貿易されている全ての品種が対象となるよう、個別の商業品種を特定する記述を削除すること。

② スイートペッパー（ピーマンなど）との区別を明確化するため、スコヴィル値（辛味単位）が1,000以上のものとするを脚注に挿入すること。

当該規格原案については、ステップ3に差し戻し、特に等級分け、サイズの項について各国からコメントを求めること、メキシコを座長とする電子作業部会を設置し、提出されたコメントに基づき規格原案を改訂することが合意された。

議題 5 a) 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式案

議題 5 b) 生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式で使用する用語集

時間が限られていたため、個別の規定についての詳細な議論はなされず、今後どのように本件に取り組むか議論された。輸送や保管中の品質低下を考慮して特定の品質についての許容幅を設けることに関しては前回会合でも議論されていることから、事務局が、過去の議論及び周辺情報も含め、経緯を取りまとめることとなった。その他、以下の点について発言があった。

- 等級ごとに定めた許容できる欠陥の幅を規定する場合に、「僅か」といった定性的な修飾ではなく数値を用いるなど、品質やサイズの規定の仕方、
- 原産国の規定など「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」(CODEX STAN 1-1985)の規定との整合、
- 当該標準様式は生鮮果実・野菜の規格を策定する際のガイダンスであり、規格化する産品の特性を考慮して融通をもって適用すべきことの明記。

本標準様式案については、今回の議論を踏まえ、更なるコメントを求めた上で、次回会合で議論されることとなった。

なお、用語集の策定作業については、標準様式において整理すべき品質の規定に関する議論が集約されるまで一時中断することで合意された。

(参考)

生鮮果実・野菜部会（CCFFV）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
ビターキャッサバの規格	8	・ 第 38 回 CCFL ・ 第 33 回 CAC
りんごの規格	8	・ 第 38 回 CCFL ・ 第 33 回 CAC
アボガドの規格改訂案	5	・ 第 33 回 CAC ・ 電子作業部会[議長国:キューバ] ・ 第 16 回 CCFFV
ツリートマトの規格原案	5	・ 第 32 回 CAC ・ 電子作業部会[議長国:コロンビア] ・ 第 16 回 CCFFV
チリペッパーの規格原案	2/3	・ 電子作業部会[議長国:メキシコ] ・ 第 16 回 CCFFV
ザクロの規格原案	1/2/3	・ 第 32 回 CAC ・ 電子作業部会[議長国:イラン] ・ 第 16 回 CCFFV
生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式		・ 第 16 回 CCFFV
生鮮果実・野菜のコーデックス規格の標準様式で使用する用語集	一時中止	—
生鮮果実・野菜の新規作業提案		・ 第 16 回 CCFFV

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

日時 : 2009 年 11 月 2 日 (月) ~ 11 月 6 日 (金)

場所 : デュッセルドルフ (ドイツ)

議題

1.	議題の採択
2. i)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
ii)	FAO 及び WHO から提起された関心事項
3.	食物繊維の分析方法のリスト (ステップ 7)
4.	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
6.	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
7.	乳児 (6-12 ケ月齢) 及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書 (CAC/GL 8-1991)
8.	非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量 (NRV) に関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

2009 年 11 月 2 日 (月) ~11 月 6 日 (金)
ドイツ (デュッセルドルフ)

2. 参加国及び国際機関

70 カ国、1 加盟機関 (EC)、27 国際機関 合計 265 人

3. 我が国からの出席者

内閣府消費者庁食品表示課長	相本 浩志
内閣府消費者庁食品表示課衛生調査官	芳賀 めぐみ
厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室長補佐	入江 芙美
テクニカルアドバイザー	
女子栄養大学教授	山田 和彦
財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
財団法人日本食品衛生協会	土田 博

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 3. 食物繊維の分析方法のリスト (ステップ 7)

前回の第 30 回 CCNFSDU において、「栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件 (Part B：食物繊維含有量について)」につき合意がなされ、重合度 3-9 のものを食物繊維と定義するかどうかは各国が判断できることとなった。これを受け、電子作業部会 (議長国：フランス) において、既存の食物繊維の分析法リストを修正し、部会に諮られた。

アメリカは、各国の裁量に任せられた重合度 3-9 のものを含まない狭義での食物繊維を測定できる分析法のみリストに挙げるという意見を示し、リスト中のタイプについての記述 (手続きマニュアル P109 に定義されている：タイプ 3 は監督、監査、規制の目的で利用される分析法、タイプ 2 はタイプ 3 の分析法のうちから選ばれた、係争の際また較正のために利用される分析法) については、定義が国によって異なることからタイプ 2 はあり得ないとして、削除するよう求めた。また、いくつかの国から、どの分析法で何が測れるのかを明確に

示すべきという意見が出され、部会会期中に作業部会を開催し、リストを修正することになった。

作業部会の結果をまとめた CRD24 をもとに再度リストについての議論が行なわれ、最終的には、タイプ 2 は含まず、測定可能な物質ごとに分類された、変更後の分析法リストをステップ 8 に進めることで合意された。

議題 4. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)

ビタミン・ミネラルについての NRV を対象とした本議題については、電子作業部会 (議長国: 韓国、オーストラリア) で議論されたものを基に CRD20 が用意され、議論が行われた。

1) 附表 1: ビタミン・ミネラルについての NRV 設定の際の一般原則案 (食品表示のガイドラインに附表として追加されることを目的としている)

前文の各国の裁量についての表現に関し、EC が土壌条件によりミネラルの含量が異なることを例示するよう提案したが、アメリカや中国が反対し、最終的には受け入れられなかった。

定義のセクションで、NRV を定義するかが議論され、WHO から 1985 年の時点での定義が紹介された。結局、ビタミン・ミネラルに関する NRV と、非感染性疾患に関する NRV との両方を考慮するため、議題 8 の後で、検討することとなった。また、その他の用語 (上限等) については、既存の文書で使用されている定義を優先することが示された。

根拠とするデータをどのように選ぶのかについて議論され、FAO/WHO のデータを第 1 の情報源とすること、また、広く認められた権威ある学術機関からの最新のデータを考慮することで合意された。

実際に NRV を計算するための、一般人口を代表する人口についての表現について議論があった (一般人口を代表する人口については、「性年齢階級別の値に関する考慮」というセクションにおいて、「19 歳から 50 歳までの成人男女」と書かれているが、附表 2 に示されている値の計算に使われたのは、項目によっては、50 歳ではなく 65 歳のこともあり) があつたが、上記セクションの表現が維持された。

2) 附表 2: 具体的な NRV

提案されている NRV は、主に 2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン (ヒトの栄養におけるビタミンおよびミネラルの必要量, 第 2 版, FAO/WHO, 2004) に基づいて作成されたが、値が存在しないものについては、アメリカ医学院 (IOM: Institute of Medicine) のデータを参

照したことが、韓国より説明された。

また、①年齢・性別の異なる各集団の値のうちもっとも高い値を用いる方法（異なる年齢・性別からの最高値）と、②一般人口を代表する集団の推奨量の加重平均を用いる方法（成人男性および成人女性の値の平均値など）との二つを計算したところ、①では、年齢群によっては上限を超える場合もあることから、②を選択することで合意された。

しかし、値の根拠についての質問が多く、更なる検討が必要とされた。よって、一般原則（附表1）については、ステップ5に進め、個々のNRV（附表2）については、ステップ3に留め置くこととなった。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）を修正するために新規作業の提案に関する討議文書

「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9)」について、必須栄養素の添加の目的、方法等が変化してきていることから見直しをするべきというカナダ提案の新規作業について、電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論が行われた。

フードサプリメントにこの原則が適用されるのかについては、多くの場合サプリメントは必須栄養素ではないので、適用されないことが確認された。また、現在の原則は、義務的な栄養強化と任意の栄養強化とを区別していない点で、現状に対応できていないことが指摘された。

上限設定のための科学的根拠をどこに求めるかについて、表現について議論され、FAO/WHOのデータを第一の情報源とすべきという文章となった。

スケジュールについては、2010年にはステップ3、2014年には作業完了とされ、カナダ、ニュージーランド、チリを共同議長国とする電子作業部会設置が了承された。

議題 6. 低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書

本議題の提案国であるインドから討議文書をもとに説明がなされたが、資料の到達が遅く検討する時間が少なかったこと、資料では、発展途上国の低体重児を対象としていたが、部会当日の説明では、先進国の低栄養児も対象とするなど、提案内容に食い違いが生じている点などについての指摘を受け、今回の部会での議論は難しいとの見解が出された。今後、引き続き電子作業部会を行い、次回の部会で再度議論することとなった。

議題 7. 乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書（CAC/GL 8-1991）

ガーナが議長国を務めた電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論が行われた。各国から改正の目的と範囲、考慮すべき点、評価において考慮する作業の優先順位のクライテリア、コーデックス戦略目的との関連、提案とコーデックスの他の文書との間の関連情報などについての各国の意見が出された。

“complementary” と “supplementary” とが混在しているとの指摘を受け、この二つの用語の使用についての議論が行なわれるなど、時間をかけた議論となった。最終的には、部会として新規作業を始めることで合意され、ガーナを議長国とする電子作業部会（南アフリカが共同議長国）が設置された。

議題 8. 非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量（NRV）に関する討議文書

前回の部会において、非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量（NRV）に関する新規作業が提案され、今次会合前に、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととしていたもの。

アメリカが会期直前の物理的作業部会の議論を紹介し、用意された新規作業提案ドキュメント（CRD1、附表2）について議論された。

飽和脂肪酸については、マレーシアが含めるべきではないと主張し、さらに、どの栄養素を対象とするかは食品表示部会（CCFL）が判断すべきという意見もあった。NRV の定義については、CCFL に付託することとした。

今後、アメリカ、タイおよびチリを議長国とした電子作業部会を立ち上げて一般原則等について、議論をすすめる、次回部会においてステップ 3 で議論するための資料を作成することとされた。また、ビタミンとミネラルについての NRV とあわせて、次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することとなった。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食物繊維の分析法リスト	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第33回総会
栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案	5(一般原則) 3(個別NRV)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第33回総会(一般原則) ・ 物理的作業部会(個別NRV,議長国:韓国、オーストラリア) ・ 第32回CCNFSDU
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則を修正するための新規作業の提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会(議長国:カナダ) ・ 第33回総会 ・ 第32回CCNFSDU
低体重乳幼児向け穀物加工食品に関する規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会(議長国:インド) ・ 第32回CCNFSDU
乳児(6-12ヶ月齢)及び幼児用調整補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会(議長国:ガーナ) ・ 第33回総会 ・ 第32回CCNFSDU
非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子作業部会及び物理的作業部会(議長国:米国、タイ、チリ) ・ 第33回総会 ・ 第32回CCNFSDU